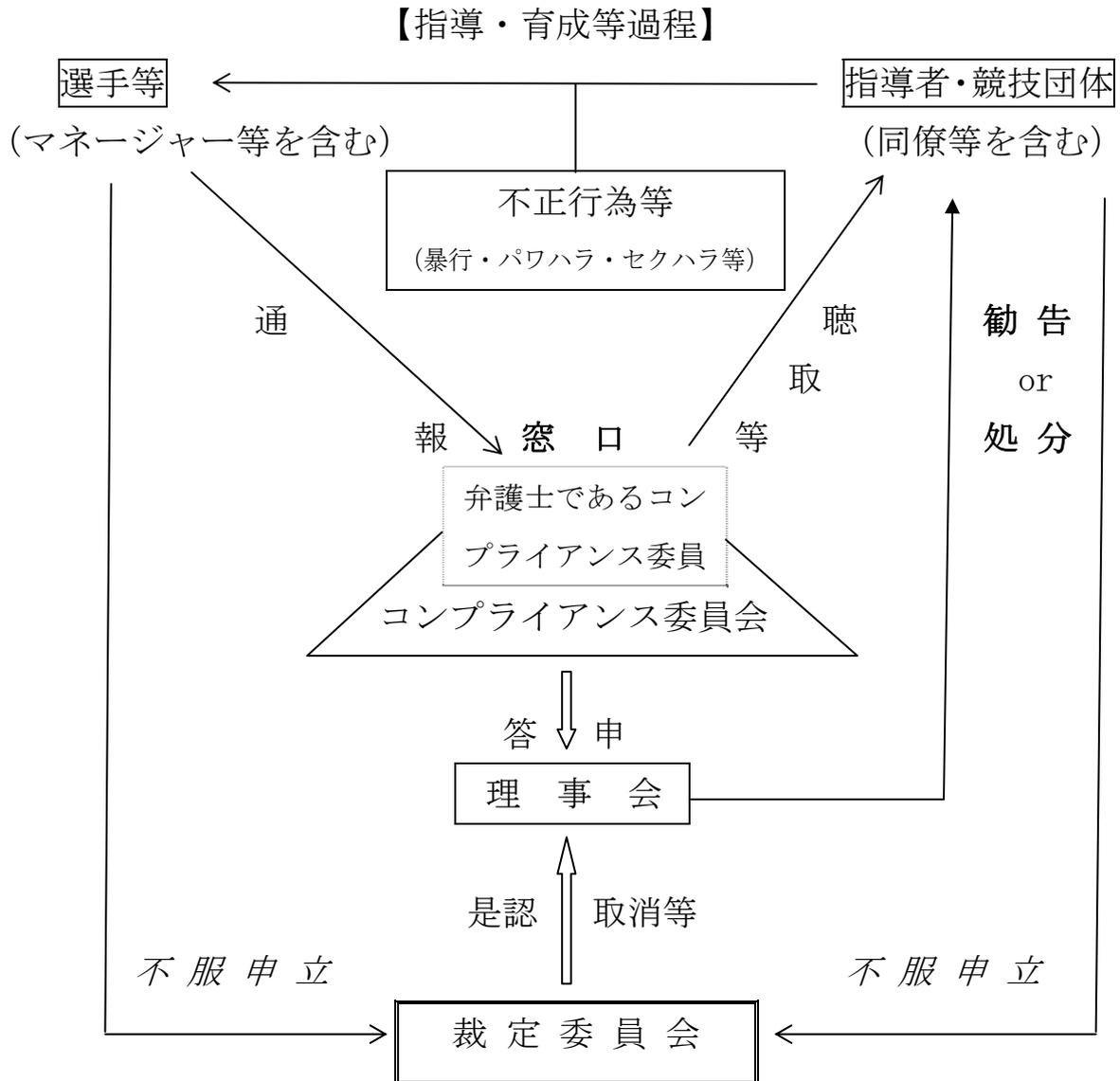


内部通報（ホットライン）制度の仕組み

（日本ボート協会）



[注意事項]

- 1 匿名（とくめい。名前を明らかにしないこと）で通報される場合には、連絡等のために、本人を特定するのが難しい携帯電話番号や携帯情報端末のEメールアドレス、仮の名前（「通報者A」等）等を知らせてもらう必要があります。
- 2 裁定委員会に不服申立ができる選手等は、直接不正行為等による被害を受けた方（親権者や代理人による申立は可能です）に限ります。